

仕 様 書

1. 件 名 官用自動車法定12ヶ月定期点検整備（山形地方気象台 エクストレイル）

2. 作業目的

道路運送車両法に基づき、山形地方気象台が使用する官用自動車の法定12ヶ月点検整備を実施し、自動車運転業務の安全性を確保する。

3. 対象車輛

自動車登録番号 : 山形 301 ち 5295
初度登録年月日 : 令和06年05月31日
車検有効期限 : 令和09年05月30日
車名・型式 : ニッサン 6AA-SNT 33
走行距離 : 22,803 Km (令和8年3月4日現在)
保管場所等 : 山形市緑町1-5-77
山形地方気象台

4. 履行期限 令和8年5月15日(金)

5. 作業内容

作業については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準拠すること。

(1) 自動車点検基準に定められた基本項目・走行距離項目の点検

(2) 部品の交換等

- ・クリーンフィルター交換
- ・エンジンオイル交換
- ・オイルエレメント交換
- ・ウインドウォッシャー液補充
- ・ワイパーブレード(夏用・冬用)

※フロント×2本、リア×1本構成のセットを季節別に各1セット(計6本)とする。

6. 監 督

発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

7. 検 査

発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

8. そ の 他

- (1) 点検の結果異常が認められ、別途作業の必要が生じた場合は担当官との協議による。
- (2) 点検内容、整備結果が表記された書面(様式は任意)を提出すること。
- (3) 本作業の仕様内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 対象車両の引渡し後から納車までは、受注者の責任の下、車両を管理し、車両に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原状回復すること。